



中国の安全生産に関する 法令整備の最新状況

国家安全生产监督管理局弁公庁 司坡森



はじめに

- ・ 中華人民共和国建国後、特に改革開放以降、中国の中央及び地方政府の各関係部門は、安全生産に関する法律、法規、部門規章、地方性法規及び地方政府規章を次々に公布、施行し、中国における安全生産の整備を進めてきた。
- ・ 2016年12月18日、「安全生産分野の改革・発展の推進に関する中国共産党中央・国務院の意見（中共中央 国務院關於推進安全生産領域改革發展的意見）」（以下「意見」）が配布され、安全生産における法に基づく統治について、7つの点から施策が示された。

はじめに

- 7つの施策: 1) 法令体系の整備 2) 規格の体系整備 3) 安全生産への参入許可の厳格化 4) 監督管理主体による法執行行為の標準化 5) 法執行の監督管理の仕組み整備 6) 監督管理主体による法執行の保障体系の整備 7) 事故の調査・処理の仕組み整備。法による統治をさらに進め、法令を改善・整備するために、方向性を示している。
- ここでは、安全生産の監督管理部門における行政法執行の根拠(法律、行政法規、部門規章)の現状及び新たな進展について簡単に紹介し、改正「安全生産法」を重点に説明する。

主要内容

- ・ 一. 中国の安全生産に関する主な法律、行政法規及び部門規章の概要
- ・ 二. 改正「安全生産法」

一. 中国の安全生産に関する主な法律、行政法規及び部門規章の概要

法律

- (一) 法律 (3本、全国人民代表大会常務委員会制定)
- 1. 「安全生産法」(2002年6月29日成立、11月1日施行、2009年8月27日第1次改正、2014年8月31日第2次改正)
- 2. 「鉱山安全法」(1992年11月7日成立、1993年5月1日施行)
- 3. 「職業病防治法」(2001年10月27日成立、2002年5月1日施行、2011年12月31日第1次改正、2016年7月2日第2次改正)

法律

- ・ 今後の法整備の動向
 - ・ 一. 「意見」における要求を実施し、改正「安全生産法」及び「職業病防治法」の関連条項の修正・補強を検討
 - ・ 二. 「鉱山安全法」改正案の起草
 - ・ 三. 「危険化学品安全法」の起草

行政法規

- ・ (二) 行政法規 (12本、国務院が制定又は承認)
- ・ 1. 「じん肺防治条例 (塵肺病防治条例)」 (1987年12月3日、国務院国発〔1987〕105号)
- ・ 2. 「鉍山安全法実施条例」 (1996年10月30日、国務院承認、労働部令第4号)
- ・ 3. 「炭鉍安全監察条例 (煤鉍安全監察条例)」 (2001年11月7日公布、2001年12月1日施行、国務院令第296号)
- ・ 4. 「特大安全事故の行政責任追及に関する国務院の規定 (国務院關於特大安全事故行政責任追究の規定)」 (2001年4月21日、国務院令第302号)

行政法規

- ・ 5.「有毒物質を用いる作業場所における労働保護条例（使用有毒物品作業場所労働保護条例）」
(2002年5月12日、国務院令第352号)
- ・ 6.「安全生産許可証条例」(2004年1月13日、国務院令第397号。2013年7月18日第1次改正、2014年7月29日第2次改正)
- ・ 7.「容易に毒物を製造できる化学品の管理条例（易制毒化学品管理条例）」(2005年8月26日公布、2005年11月1日施行、国務院令第445号)

行政法規

- ・ 8.「花火・爆竹安全管理条例(煙花爆竹安全管理条例)(2006年1月21日、國務院令第455号)
- ・ 9.「生産安全事故の報告および調査処理に関する条例(生産安全事故報告和調査処理条例)」
(2007年4月9日公布、2007年6月1日施行、國務院令第493号)
- ・ 10.「危険化学品安全管理条例」(2011年3月2日公布、2011年12月1日施行、國務院令第591号。2011年2月16日改正)

行政法規

- ・ 11.「女性従業員の労働保護に関する特別規定（女職工労働保護特別規定）」（2012年4月28日、国務院令第619号。1988年7月21日に国務院が公布した「女性従業員の労働保護に関する規定」は廃止）
- ・ 12.「炭鉱の生産安全事故予防に関する国務院の特別規定（国務院關於予防煤鉱生産安全事故的特別規定）」（2012年9月3日、国務院令第446号）

行政法規

- ・ 今後の行政法規整備の動向
- ・ 1. 「安全生産法実施条例」の起草
- ・ 2. 「生産安全事故緊急対応条例（生産安全事故対応条例）」の起草
- ・ 3. 「高リスクの粉じん作業及び高毒性作業における労働衛生監督管理条例（高危粉塵作業與高毒作業職業健康監管条例）」の起草
- ・ 4. 「生産安全事故の報告および調査処理に関する条例（生産安全事故報告和調査処理条例）」
改正案の起草

部門規章

- ・ ここでいう部門規章とは、国家安全生産監督管理総局又は旧・国家安全監督管理局(国家炭鉱安全監察局)が制定したものである。
- ・ 改正「安全生産法」の公布・施行後、国家安全生産監督管理総局は、国家安全監督総局令第77～81号に基づき、31本の部門規章を改正し、4本を廃止。その後も必要に応じ、関連する部門規章を改正。現在施行されている部門規章は58本。

部門規章

- ・ 1.「炭鉱安全監察員管理弁法(煤鉱安全監察員管理弁法)」
- ・ 2.「炭鉱安全監察における行政処罰弁法(煤鉱安全監察行政処罰弁法)」
- ・ 3.「炭鉱建設プロジェクトの安全施設監察規定(煤鉱建設項目安全施設監察規定)」
- ・ 4.「炭鉱安全監察における過料管理弁法(煤鉱安全監察罰款管理弁法)」
- ・ 5.「安全生産に関する業界基準管理規定(安全生産行業標準管理規定)」
- ・ 6.「安全生産の監督における過料管理暫定弁法(安全生産監督罰款管理暫行弁法)」
- ・ 7.「生産經營単位における安全研修規定(生産經營單位安全培訓規定)」

部門規章

- ・ 8.「海洋における石油の安全生産に関する規定(海洋石油安全生産規定)」
- ・ 9.「非医薬品類で容易に有毒物を製造可能な化学品の生産、経営の許可弁法(非薬品類易制毒化学品生産、経営許可弁法)」
- ・ 10.「安全生産に関する規格の制定・改正業務細則(安全生産標準制修訂工作細則)」
- ・ 11.「登録安全管理者の管理に関する規定(注冊安全工程師管理規定)」
- ・ 12.「安全生産検査・試験機関管理規定(安全生産検測檢驗機構管理規定)」
- ・ 13.「生産安全事故に関する過料・処罰規定(試行)(生産安全事故罰款処罰規定(試行))」
- ・ 14.「安全生産に関する行政不服申立規定(安全生産行政復議規定)」
- ・ 15.「安全生産に関する違法行為行政処罰弁法(安全生産違法行為行政処罰弁法)」

部門規章

- ・ 16.「安全生産事故の潜在的危険の徹底調査管理に関する暫定規定(安全生産事故隱患排查治理暫行規定)」
- ・ 17.「炭層及びガス突出防止に関する規定(防治煤與瓦斯突出規定)」
- ・ 18.「非炭鋤鋤山企業の安全生産許可証実施弁法(非煤鋤鋤山企業安全生産許可証實施弁法)」
- ・ 19.「生産安全事故情報の報告および処置弁法(生産安全事故信息報告和処置弁法)」
- ・ 20.「安全評価機関管理規定(安全評価機構管理規定)」
- ・ 21.「安全生産監督管理監察の職責及び行政法執行の責任追究に関する規定(安全生産監管監察職責和行政執法責任追究的規定)」
- ・ 22.「海洋における石油の安全管理細則(海洋石油安全管理細則)」

部門規章

- ・ 23.「冶金企業における安全生産監督管理規定(冶金企業安全生産監督管理規定)」
- ・ 24.「炭鉱の水防止規定(煤鉱防治水規定)」
- ・ 25.「特殊作業人員の安全技術に関する研修評価管理規定(特種作業人員安全技術培訓考核管理規定)」
- ・ 26.「安全生産に関する行政処罰の自由裁量適用規則(試行)(安全生産行政処罰自由裁量適用規則(試行))」
- ・ 27.「炭鉱責任者の指揮による入坑及び安全監督検査に関する規定(煤鉱領導帶班下井及安全監督検査規定)」
- ・ 28.「金属及び非金属地下鉱山企業責任者の指揮による入坑及び監督検査に関する暫定規定(金属非金属地下鉱山企業領導帶下井及監督検査暫行規定)」

部門規章

- ・ 29.「**金属・非金属鉱物資源の探査に関する安全生産監督管理暫定規定(金属非金属鉱産資源地質勘探安全生産監督管理暫行規定)**」
- ・ 30.「**建設プロジェクト安全施設の『三同時』監督管理弁法(建設項目安全設施『三同時』監督管理弁法)**」
- ・ 31.「**尾鉱堆積場安全監督管理規定(尾鉱庫安全監督管理規定)**」
- ・ 32.「**小規模露天採石場の安全管理及び監督検査に関する規定(小型露天採石場安全管理與監督検査規定)**」
- ・ 33.「**危険化学品の重大危険源監督管理暫定規定(危険化学品重大危険源監督管理暫行規定)**」

部門規章

- ・ 34.「危険化学品生産企業の安全生産許可証実施弁法(危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法)」
- ・ 35.「危険化学品の輸送パイプライン安全管理規定(危険化学品輸送管道安全管理規定)」
- ・ 36.「安全生産研修管理弁法(安全生産培訓管理弁法)」
- ・ 37.「危険化学品建設プロジェクト監督管理弁法(危険化学品建設項目監督管理弁法)」
- ・ 38.「炭層ガス地表採取安全規程(煤層気地面開採安全規程)」
- ・ 39.「作業場所の労働衛生監督管理規定(工作場所職業衛生監督管理規定)」
- ・ 40.「職業病の危険性のある項目の申告弁法(職業病危害項目申報弁法)」
- ・ 41.「使用者による労働衛生の監督保護監督管理弁法(用人單位職業健康監保監督管理弁法)」

部門規章

- ・ 42.「労働衛生技術サービス機関監督管理暫定弁法（職業衛生技術服務機構監督管理暫行弁法）」
- ・ 43.「炭鉱安全研修規定（煤鉱安全培訓規定）」
- ・ 44.「危険化学品登記管理弁法」
- ・ 45.「花火・爆竹生産企業の安全生産許可証実施弁法（煙花爆竹生産企業安全生産許可証實施弁法）」
- ・ 46.「危険化学品經營許可証管理弁法」
- ・ 47.「安全生産監督管理監察部門情報公開弁法」
- ・ 48.「危険化学品安全使用許可証實施弁法」

部門規章

- ・ 49.「工業・貿易企業における限定的空間での作業安全管理及び監督に関する暫定規定(工貿企業有限空間作業安全管理與監督暫行規定)」
- ・ 50.「化学品の物理的危険性の鑑定及び分類管理弁法(化学品物理危険性鑑定與分類管理弁法)」
- ・ 51.「非石炭鋁山委託事業の安全管理暫定弁法(非煤鋁山外包工程安全管理暫行弁法)」
- ・ 52.「花火・爆竹經營許可実施弁法(煙花爆竹經營許可實施弁法)」
- ・ 53.「食品生産企業の安全生産監督管理暫定規定(食品生産企業安全生産監督管理暫行規定)」
- ・ 54.「炭鋁作業場における職業病の危険防止規定(煤鋁作業場所職業病危害防治規定)」

部門規章

- ・ 55.「炭鉱企業の安全生産許可証実施弁法（炭鉱企業安全生産許可証実施弁法）」
- ・ 56.「炭鉱安全規程（炭鉱安全規程）」
- ・ 57.「生産安全事故緊急対応マニュアル管理弁法（生産安全事故応急予案管理弁法）」
- ・ 58.「建設プロジェクトにおける職業病防護施設の『三同時』監督管理弁法（建設項目職業病防護施設『三同時』監督管理弁法）」

二. 改正「安全生産法」

2014年8月31日午後、第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議は、賛成165票、棄権5票、反対0票をもって「『中華人民共和国安全生産法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」を可決。

同日、習近平国家主席が第13号主席令に署名し、当該「決定」を公布、2014年12月1日施行。

「中華人民共和國安全生産法」は、中国における安全生産の**基本法、総合法**である。改正法では、立法の趣旨、基本方針及び主な法的制度が、より成熟した定型的なものとして確立され、**社会法としての性質及び特徴**が具体的に示されており、改正法は明らかに**人民本位**であり、**人民の生活に配慮**したものである。

説明内容

- 一. 数字で見る改正法の概要
- 二. 法改正の必要性、全体的考え方
- 三. 改正法の内容

一. 数字で見る改正法の概要

(一)改正法における章名、条文数の変化

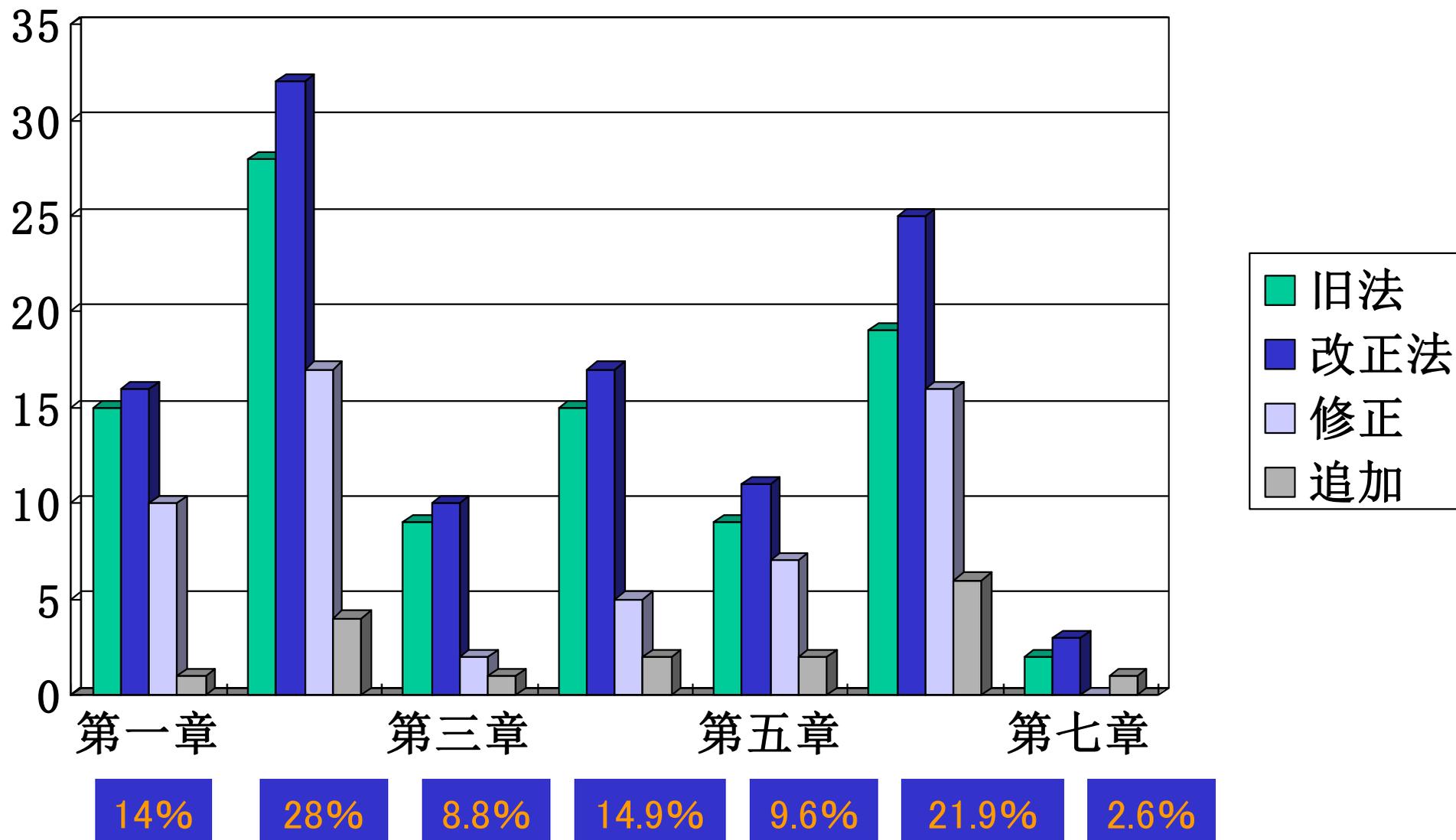
(二)改正法各章の水平的比較

(三)改正法の4つの特徴

(一)改正法の章名、条文数の変化

	章 名	旧法	改正法	修正	新規
第一章	総則	15	16	10	1
第二章	生産事業者の安全生産保障	28	32	18	4
第三章	従業員の安全生産に関する権利義務	9	10	2	1
第四章	安全生産の監督管理	15	17	5	2
第五章	生産安全事故に関する緊急救援及び調査処理	9	11	8	2
第六章	法的責任	19	25	16	6
第七章	付則	2	3	0	1
合計		97	114	59	17
比率	旧法との比較	28		60.8%	17.5%

(二) 各章の水平的比較



(三)4つの特徴

1. 核心的規定の強調
2. 予防重視
3. 監督の強化
4. 厳しい責任追及

二. 法改正の必要性、全体的考え方

(一) 必要性

1. 安全生産活動は極めて重要
2. 安全生産活動のさらなる強化が急がれる
3. 党中央、国務院による、安全生産活動に関する新たな高レベルの要件の提示

全体的位置づけ

一、安全生産活動は極めて重要

- ⇒ 人々の生命の安全に関わる
- ⇒ 改革開放の大局的安定に関わる
- ⇒ 党・政府のイメージ・信望に関わる

全体的要件

根本的な転換

全面的な安全
本質的な安全
恒久の安全

理想的な安全

二、安全生産活動のさらなる強化が急がれる

しかし、安全生産に関する情勢は依然として厳しい！

総書記からの重要な指示

三、党中央、国務院による、安全生産活動に関する新たな高レベルの要件の提示

1. 1本の正しい思想路線
2. 1つの責任体系
3. 3つの必要
4. 3つの監督管理

国務院による重要な施策

三、党中央、国務院による、安全生産活動に関する新たな高レベルの要件の提示

1. 国発2004年2号文
2. 国発2010年23号文
3. 国発2011年40号文

(二)改正の全体的考え方——問題志向の徹底

- 1. 安全生産活動の重要性に対し——安全生産活動の「位置づけ」の向上**
- 2. 安全生産活動の強化に対し——企業の主体としての責任の強化及び徹底**
- 3. 党中央・国務院の新たな要求に対し——政府部門による監督管理・法執行を強化、安全生産に関する責任追及を厳格化**

三. 改正法の主要内容



1つの趣旨

1つの方針

11の基本制度

30の新たな規定

改正法の主な内容

(一)1つの趣旨

◆人間本位、安全な発展

(二)1つの方針

◆安全第一、予防重視、総合的管理

改正法の主な内容

(三)11の基本法制

- 1.安全生産監督管理制度
- 2.生産事業者の安全保障制度*
- 3.生産事業者の主要責任者安全責任制度*
- 4.従業員の安全生産に関する権利・義務制度
- 5.安全生産に関する仲介サービス制度
- 6.生産安全事故の緊急救援及び調査処理制度*
- 7.生産安全事故の責任追及制度*

—11の基本法制度(新規)

8.安全生産計画制度

9.登録安全管理者登録制度

10.安全生産責任保険制度

11.安全生産信用(ブラックリスト)制度

安全生産計画制度の確立

第八条：国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、国民経済及び社会発展計画に基づき安全生産計画を定めるとともに、準備し実施しなければならない。

安全生産計画は、都市農村計画と連結していなければならない。

登録安全管理者制度の確立

第二十四条第三項：危険物の生産、保管事業者及び鉱山、金属精錬事業者は、安全生産管理を行う登録安全管理者を置かなければならない。その他の生産事業者にあつては、安全生産管理を行う登録安全管理者を雇用することを奨励する。登録安全管理者は、専門に応じて分類管理される。具体的な方法は、国務院人力資源社会保障部門、国務院安全生産監督管理部門が、国務院の関係部門と共同で定める。

安全生産責任保険制度の確立

第四十八条 生産事業者は、法に従い労災保険に加入し、従業員の保険料を納付しなければならない。

国は、生産事業者が安全生産責任保険に加入することを奨励する。

安全生産信用制度の確立

第七十五条 安全生産監督管理の職責を担う部門は、安全生産に関する違法行為データベースを整備し、生産事業者の安全生産違法行為情報を事実の通りに記録しなければならない。違法行為の状況が悪質な生産事業者については、社会に向けて公表するとともに、業界主管部門、投資主管部門、国土資源主管部門、証券監督管理機関及び関連の金融機関に通報しなければならない。

(四) 改正法の新規定30項目

第一に、安全生産活動の位置づけを上げる3項目の新規定。

安全生産法の1つの趣旨、1つの方針及び安全生産計画制度により、安全生産の位置づけが向上。さらに以下の3項目の規定がある。

1. 安全生産活動体制の整備(第3条)
2. 政府による安全生産活動調整メカニズムの整備(第8条)
3. 監督の職責を担う部門は行政法執行部門であることを明確化(第62条)

第二に、生産事業者の主体责任を強化する16項目の新規定

- 1.生産事業者の安全生産主体としての地位の明確化
(第3条)
- 2.安全生産の標準化を推進し、安全生産のレベルを高めることが必要であることを明確化(第4条)
- 3.安全生産責任制の確立に関する要求の明確化第19条
- 4.関連する生産事業者は安全生産のための費用を計上するとともに、生産コストとして計上しなければならないことを明確化(第20条)

◆生産事業者の主体責任の強化(続)

5.安全管理組織の設置及び人員配置に関する要件の引き上げ(第21条)

6.金属精錬、道路輸送及び危険物の積み卸しに使用される建設プロジェクトなどを、危険度の高い企業に含め、安全監督管理を実施する。(第21条など)

7.安全生産管理組織及び安全生産管理者の7項目の職責及び職務履行に関する保障措置を追加(第22条)

8.安全生産に関する教育研修の強化(第25条)

◆生産事業者の主体責任の強化(続)

9.建設プロジェクトの安全施設に関する「三同時」制度の強化(第31条)

10.特殊設備の安全監督管理の強化(第34条)

11.生産安全に重大な危険を及ぼす製造技術、設備を強制淘汰する措置の強化(第35条)

12.事故の潜在的危険の徹底調査管理措置の強化(第38、43条)

◆生産事業者の主体責任の強化(続)

13.危険作業の種類が追加され、より多くの危険作業において、専任者による現場管理が求められることになる

(第40条)

14.請け負い、リースにおける、統一管理、定期検査、是正の督促という安全管理要件を明確化(第46条)

15.派遣労働者に、従業員と同等の安全生産に関する権利義務を保障する規定(第58条)

16.緊急対応マニュアルの制定に関する規定の追加(第78条)

第三に、政府による安全監督管理の強化、末端における法執行力の強化に関する8項目の新規定

1. 郷・鎮人民政府、街道弁事処及び開発区管理組織の安全監督管理に関する職責の明確化(第8条)
2. 安全生産監督管理体制を整備し、業界管理には安全管理が必須であることを明確に規定(第9条)
3. 種類別級別の監督管理、及び年間監督検査計画に基づく法執行の実施(第59条)
4. 封鎖・差し押さえなどの強制措置の強化(第62条)

—政府の監督管理強化、末端における法執行力強化 (続)

5. 停電、民間用爆発物の供給停止による生産強制停止措置を追加(第67条)

6. 事故時の緊急救援措置を強化(第76、82条)

7. 法に基づく速やかな事故調査報告の開示及び事故後の是正策実施に関する規定の追加(第84条)

8. 職責の分担に基づき、この法律における行政処罰権を関連する業界及び分野の安全監督管理部門に付与することを明確化(第110条)

このほか、前述の安全生産信用制度、及び後述の監督管理・法執行の拒絶・妨害に対する行政処罰措置がある。

第四に、責任追及を強化する3項目の新たな措置

1. 処罰規定の抜け穴をふさぎ、補強・強化
2. 一般違法行為に対する処罰を強化
3. 生産安全事故に対する処罰を強化

安全生産に関する行政処罰の実施主体

政府、安全生産監督管理部門、その他の部門、

公安機関

例:事故を起こした主要責任者に対する厳しい処罰

第九十二条 生産事業者の主要責任者が定められた職責を履行していなかった場合、一般事故では前年の年収の30%、比較的大きな事故では前年の年収の40%、重大事故では前年の年収の60%、特に重大な事故では前年の年収の80%の過料を科す。

第九十一条 生産事業者の主要責任者が刑事罰又は免職処分を受けた場合、刑罰の執行が完了した又は処分を受けた日から5年以内は、いかなる生産事業者においても主要責任者となってはならない。**重大な、及び特に重大な生産安全事故に責任がある場合は、生涯において、当該業界の生産事業者の主要責任者となってはならない。**

第一〇六条 生産事業者の主要責任者が、当該事業者において生産安全事故が発生した時に、**応急措置を直ちに実施しない、又は事故の調査処理期間にみだりに持ち場を離れ、もしくは逃げて身を隠した場合は、降格、免職の処分とし、かつ安全生産監督管理部門が前年の年収の60%から100%の過料を科す。**逃げて身を隠した場合は15日以下の拘束処分とする。犯罪を構成する場合は、刑法の関連規定に基づき刑事責任を追及する。

生産事業者の主要責任者が、生産安全事故を**秘匿して報告しない、虚偽の報告をする又は報告を遅らせる場合は、前項の規定に基づき処罰する。**

—事故に責任のある事業者に対する厳しい処罰

第一〇九条 生産安全事故発生の責任を負う生産事業者に対しては、法に基づき相応の賠償などの責任負担を要求するほか、以下の規定に従い過料が科される。

(一)一般事故の場合、**20万元以上50万元以下の過料を科す。**

(二)比較的大きな事故の場合、**50万元以上100万元以下の過料を科す。**

(三)重大事故の場合、**100万元以上500万元以下の過料を科す。**

(四)特に重大な事故の場合、**500万元以上1000万元以下の過料を科す。情状が特に深刻な場合は、1000万元以上2000万元以下の過料を科す。**

—行政処罰の強化

過料の幅を2～5倍引き上げることで、生産事業者の不正・違法行為の撲滅、重罰による引き締めを行う。

第九十五条 生産事業者に以下の行為のいずれか一つがある場合は、建設の停止又は生産停止・休業整頓、期限を設けて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、**50万元以上100万元以下**の過料を科す。犯罪を構成する場合は、刑法の関連規定に従い刑事責任を追及する。

(一) 鉱山、金属精錬の建設プロジェクト又は危険物の生産、保管、積み卸しに使用される建設プロジェクトで、規定通りの安全評価を行っていない場合

.....

—生産事業者及び関係責任者に対する「両罰制」

第九十六条 生産事業者に以下の行為のいずれか一つがある場合は、期限を設けて是正を命じ、5万元以下の過料を科すことができる。期限を過ぎても是正しない場合は、5万元以上20万元以下の過料を科し、**直接担当者及びその他の直接責任者に対しては、1万元以上2万元以下の過料を科す**。状況が悪質である場合は、生産停止、休業整頓を命じる。犯罪を構成する場合は、刑法の関連規定に従い刑事責任を追及する。

(一)比較的大きな危険要素のある生産事業の作業場及び関連施設、設備に、明瞭な安全警告表示を設置していない場合

—監督管理・法執行を拒絶・妨害する企業への重罰

第一〇五条 生産事業者がこの法律の規定に違反し、安全生産監督管理の職責を担う部門が法により実施する監督検査を拒絶、妨害する場合は、是正を命じる。拒否して是正しない場合は、2万元以上20万元以下の過料を科し、その直接担当者及びその他の直接責任者に対しては、1万元以上2万元以下の過料を科す。犯罪を構成する場合は、刑法の関連規定に従い刑事責任を追究する。

学習によって未来を切り開く……

谢谢！

ありがとうございます

